

郵送による証明書申請の事前送付について

令和3年4月
在ベルギー日本国大使館

以下に記載の証明書の郵送による事前送付が可能です。

☆郵送申請が可能な証明書

- ・ 在留証明（但し、年金受給のための現況届に用いられるもののみに限ります）
- ・ 出生証明書
- ・ 婚姻証明書
- ・ 独身証明書
- ・ 離婚証明書
- ・ 自動車運転免許証抜粋証明書

○郵便事故等による書類紛失は、当館では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。また、郵送にあたっては追跡が可能な、「書留郵便」のご利用をお勧めいたします。

○申請書は必ず申請者ご本人がご記入ください。（記載例をご参照下さい）

○戸籍謄（抄）本、自動車運転免許証は必ず原本を同封して下さい。

○申請書類と併せて、申請者のパスポートの人定事項ページの写し、及びベルギー滞在許可証の写し（両面）を同封してください。

●送付先 Service Consulaire（証明書申請書在中）
Ambassade du Japon
Rue Van Maerlant 1
1040 Bruxelles

○郵送頂いた申請書等が当館に接到了したら、当館より確認のご連絡をいたします。また、審査の結果、必要に応じて事実確認等のご連絡をさせて頂く場合もありますので、あらかじめご了承ください。